



沖縄労働局発表
令和2年5月18日

担当 沖縄労働局労働基準部監督課
課長 山口 昌平
主任監察監督官 比嘉 信和
(電話) 098-868-4303

令和元年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表

沖縄労働局では、このたび、昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における重点監督の実施結果について取りまとめましたので、公表します。

平成31年4月1日から、長時間労働の抑制を図るため、時間外労働の上限(※)を設けるなどの労働基準法の改正を始めとする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)が順次施行されています。

今回の重点監督は、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場などを含め、労働基準関係法令の違反が疑われる72事業場に対して集中的に実施したもので。その結果、違法な時間外労働等の労働基準関係法令違反が認められたため、それらの事業場に対して、是正に向けた指導を行いました。沖縄労働局では今後も、長時間労働の是正に向けた取組を積極的に行っていきます。

【監督指導結果のポイント】

(1) 監督指導の実施事業場 :

72 事業場

(2) 主な違反内容 [(1)のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]

① 違法な時間外労働があったもの :

41 事業場 (56.9%)

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月80時間を超えるもの : 11 事業場 (26.8%)

うち、月100時間を超えるもの : 5 事業場 (12.2%)

うち、月150時間を超えるもの : 3 事業場 (7.3%)

うち、月200時間を超えるもの : 0 事業場 (0.0%)

② 賃金不払残業があったもの :

18 事業場 (25.0%)

③ 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの : 23 事業場 (31.9%)

(3) 主な健康障害防止に係る指導の状況 [(1)のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]

① 過重労働による健康障害防止措置が

不十分なため改善を指導したもの :

30 事業場 (41.7%)

② 労働時間の把握が不適正なため指導したもの :

7 事業場 (9.7%)

※ 施行に当たっては、経過措置が設けられており、時間外労働の上限規制に関する規定の中小企業等への適用は、原則として、令和2年4月1日から施行されています。

〈添付資料〉

別添1 令和元年度「過重労働解消キャンペーン」の監督実施結果

【参考】前年同期における監督指導結果

別添2 監督指導事例(全国)

参考資料1 パンフレット「『36協定』を締結する際は、労働者の過半数で組織する労働組合 その労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との、書面による協定を締結してください。」

参考資料2 長時間労働者に対する面接指導等の流れについて

参考資料3 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン

令和元年度「過重労働解消キャンペーン」の監督実施結果

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

○ 監督指導実施状況

令和元年度過重労働解消キャンペーン（11月）の間に、72事業場に対し監督指導を実施し、59事業場（全体の81.9%）で労働基準関係法令違反が認められた。主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが41事業場、賃金不払残業があったものが18事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが23事業場であった。

表 1 監督指導実施事業場数

		監督指導実施事業場数 (注1)	労働基準関係法令違反があつた事業場数 (注2)	主な違反事項別事業場数		
				労働時間 (注3)	賃金不払残業 (注4)	健康障害防止措置 (注5)
合計		72 (100%)	59 (81.9%)	41 (56.9%)	18 (25%)	23 (31.9%)
主な業種	製造業	9 (12.5%)	5 (55.6%)	4	2	0
	建設業	5 (6.9%)	2 (40%)	2	1	1
	運輸交通業	3 (4.2%)	2 (66.7%)	2	1	0
	商業	19 (26.4%)	19 (100%)	14	4	5
	接客娯楽業	9 (12.5%)	9 (100%)	6	1	5
	その他の事業 (注6)	8 (11.1%)	6 (75%)	3	3	4

(注1) 主な業種を計上しているため、合計数とは一致しない。

(注2) かっこ内は、監督指導実施事業場数に対する割合である。

(注3) 労働基準法第32条違反〔36協定なく時間外労働を行わせているもの、36協定で定める限度時間を超えて時間外労働を行わせているものなど違法な時間外労働があつたもの。〕、労働基準法第36条第6項違反（時間外労働の上限規制）の件数を計上している。

(注4) 労働基準法第37条違反〔割増賃金〕のうち、賃金不払残業の件数を計上している〔計算誤り等は含まない。〕。

(注5) 労働安全衛生法第18条違反〔衛生委員会を設置していないもの等。〕、労働安全衛生法第66条違反〔健康診断を行っていないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8違反〔1月当たり80時間以上の時間外・休日労働を行つた労働者から、医師による面接指導の申出があつたにもかかわらず、面接指導を実施していないもの。〕、労働安全衛生法第66条の8の3違反〔客観的な方法その他の適切な方法により労働時間の状況を把握していないもの。〕等の件数を計上している。

(注6) 「その他の事業」とは、派遣業、警備業、情報処理サービス業等をいう。

表 2 事業場規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
72	14 (19.4%)	21 (29.2%)	13 (18.1%)	14 (19.4%)	7 (9.7%)	3 (4.2%)

表 3 企業規模別の監督指導実施事業場数

合計	1～9人	10～29人	30～49人	50～99人	100～299人	300人以上
72	4 (5.6%)	17 (23.6%)	7 (9.7%)	22 (30.6%)	9 (12.5%)	13 (18.1%)

2 主な健康障害防止に関する指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、30事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導等の過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

表4 過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導事業場数	指導事項（注1）					
	面接指導等の実施（注2）	長時間労働による健康障害防止対策に関する調査審議の実施（注3）	月45時間以内への削減（注4）	月80時間以内への削減	面接指導等が実施できる仕組みの整備等（注5）	ストレスチェック制度を含むメンタルヘルス対策に関する調査審議の実施
30	2	4	13	17	4	1

（注1） 指導事項は、複数の場合、それぞれに計上している。なお、「月45時間以内への削減」と「月80時間以内への削減」は重複していない。

（注2） 1か月80時間を超える時間外・休日労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。

（注3） 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るために対策の樹立にすること」又は「労働者の精神的健康の保持増進を図るために対策の樹立にすること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。

（注4） 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めることを指導した事業場数を計上している。

（注5） 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間の適正な把握に関する指導状況

監督指導を実施した事業場のうち、7事業場に対して、労働時間の把握が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」（労働時間適正把握ガイドライン）に適合するよう指導した。

表5 労働時間の適正な把握に関する指導状況

指導事業場数	指導事項					
	始業・終業時刻の確認・記録（ガイドライン4(1)）	自己申告制による場合			管理者の責務（ガイドライン4(6)）	労使協議組織の活用（ガイドライン4(7)）
		自己申告制の説明（ガイドライン4(3)ア・イ）	実態調査の実施（ガイドライン4(3)ウ・エ）	適正な申告の阻害要因の排除（ガイドライン4(3)オ）		
7	6	0	1	0	0	0

（注） 各項目のかっこ内は、それぞれの指導項目が、労働時間適正把握ガイドラインのどの項目に基づくものであるかを示している。

3 監督指導により把握した実態

(1) 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

監督指導を実施した結果、違法な時間外労働があった41事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、11事業場で1か月80時間を、うち5事業場で1か月100時間を、うち3事業場で1か月150時間を超えていた。

表6 違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違反事業場数	80時間以下	80時間超	時間外・休日労働時間が最長の者の実績		
			100時間超	150時間超	200時間超
41	30	11	5	3	0

(2) 労働時間の管理方法

監督指導を実施した事業場において、労働時間の管理方法を確認したところ、6事業場で使用者が自ら現認することにより確認し、53事業場でタイムカードを基礎に確認し、10事業場でICカード、IDカードを基礎に確認し、10事業場で自己申告制により確認し、始業・終業時刻等を記録していた。

表7 監督指導実施事業場における労働時間の管理方法

原則的な方法（注1）				自己申告制 （注2）（注3）
使用者が自ら現認 （注2）	タイムカードを基礎 （注2）	ICカード、IDカードを基礎 （注2）	PCの使用時間の記録を基礎 （注2）	
6	53	10	0	10

（注1） 労働時間適正把握ガイドラインに定める始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法を指す。

（注2） 監督対象事業場において、部署等によって異なる労働時間の管理方法を採用している場合、複数に計上している。

（注3） 労働時間適正把握ガイドラインに基づき、自己申告制が導入されている事業場を含む。

【参考】 前年同期における監督指導結果

前年同期の監督指導結果は以下のとおり。

		令和元年 11月	平成 30 年 11月
監督指導の 実施事業場	監督実施事業場	72	83
	うち、労働基準法などの法令違反あり	59 (81. 9%)	67 (80. 7%)
主な 違反 内容	1 違法な長時間労働があったもの	41 (56. 9%)	33 (39. 8%)
	うち、時 間外労働 の実績が 最も長い 労働者の 時間数が	1か月当たり 80 時間を超えるもの (26. 8%)	11 (30. 3%)
	1か月当たり 100 時間を超えるもの	5 (12. 2%)	3 (9. 1%)
	1か月当たり 150 時間を超えるもの	3 (7. 3%)	0 (0%)
	1か月当たり 200 時間を超えるもの	0 (0%)	0 (0%)
	2 賃金不払残業があったもの	18 (25. 0%)	15 (18. 1%)
	3 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの	23 (31. 9%)	20 (24. 1%)
	1 過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの	30 (41. 7%)	35 (42. 2%)
主な健康障 害防止に關 する指導の 状況	うち、時間外労働を 80 時間以内に削減するよう指導したもの	17 (23. 6%)	14 (40. 0%)
	2 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの	7 (9. 7%)	11 (13. 3%)

監督指導事例

事例1 (小売業)

- 1 各種情報から時間外・休日労働が1か月当たり80時間を超えていると考えられる大企業の事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者31名について、1か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、そのうち1名については、36協定で定めた上限時間（特別条項：月99時間）を超える1か月100時間以上の違法な時間外・休日労働（最長：月162時間）が認められたほか、2か月平均80時間を超える違法な時間外・休日労働も認められた。
- 3 また、常時50名以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生管理者及び産業医を選任していなかった。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者31名について、1か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、そのうち1名については、36協定で定めた上限時間（特別条項：月99時間）を超える1か月100時間以上の違法な時間外・休日労働（最長：月162時間）が認められたほか、2か月平均80時間を超える違法な時間外・休日労働も認められた。

労働基準監督署の対応

- ①36協定で定める上限時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ②1か月100時間以上及び2か月平均80時間を超えて時間外・休日労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第36条第6項第2、3号違反）
- ③時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

- 2 常時50名以上の労働者を使用しているにもかかわらず、衛生管理者及び産業医を選任していなかった。

労働基準監督署の対応

衛生管理者及び産業医の選任について是正勧告（労働安全衛生法第12、13条違反）



時間外労働の上限規制（労働基準法第36条第6項第2、3号）

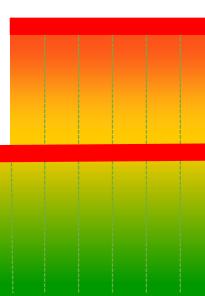
平成31年4月1日に改正労働基準法が施行され、**法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間となり**、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることができなくなりました。
臨時的な特別な事情があって労使が合意する場合でも

- ・時間外労働…年720時間以内
- ・時間外労働+休日労働…月100時間未満、2～6か月平均80時間以内

とする必要があります。

法律による上限 (特別条項/年6か月まで)

- ✓年720時間
- ✓複数月平均80時間※
- ✓月100時間未満※ ※休日労働を含む



法律による上限 (限度時間の原則)

- ✓月45時間
 - ✓年360時間
- 法定労働時間**
- ✓1日8時間
 - ✓1週40時間

- ◆中小企業は、令和2年4月1日から適用となります。
- ◆以下の事業・業務は、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。
 - ・建設事業
 - ・自動車運転の業務
 - ・医師
 - ・鹿児島・沖縄砂糖製造業（複数月平均80時間以内、月100時間未満のみが猶予の対象となります。）
 - ◆新技術・新商品などの研究開発業務については、上限規制の適用が除外されています。

監督指導事例

事例2
(教育・研究業)

- 1 長時間労働が原因で精神障害を発症したとして労災請求が行われた中小企業の事業場に対し、立入調査を実施した。
- 2 労働者6人について、1か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、そのうち4名については、36協定で定めた上限時間（特別条項：月100時間、年600時間）を超える違法な時間外労働（最長：月306時間）が認められた。また、特別条項による月45時間の限度時間を超える回数が年6回を超えていた。
- 3 深夜労働を行っている労働者に対して、半年に1回の健康診断を実施していなかった。

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 労働者6人について、1か月80時間を超える時間外・休日労働が認められ、そのうち4名については、36協定で定めた上限時間（特別条項：月100時間、年600時間）を超える違法な時間外労働（最長：月306時間）が認められた。また、特別条項による月45時間の限度時間を超える回数が年6回を超えていた。

労働基準監督署の対応

- ①36協定で定める上限時間・特別条項による月45時間を超えることができる回数を超えて法定時間外労働を行わせたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
- ②時間外・休日労働を月80時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導
- ③特別条項の適正運用について指導

- 2 一部の労働者について、労働時間の管理を客観的な方法によらず労働者の自己申告により行っており、事業場の入退場記録との間に乖離が認められた。

労働基準監督署の対応

「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」に基づき、改善に向けた方策を講ずるよう指導 ⇨参考資料2参照

- 3 常態として深夜労働を行っている労働者に対して、半年に1回の健康診断を実施していなかった。

労働基準監督署の対応

深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対して6箇月以内ごとに1回定期に健康診断を実施していないことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条違反）



健康診断の実施 及び 健康診断結果に基づく事後措置

（労働安全衛生法第66条、第66条の4、第66条の5）

健康診断の実施

- ☞ 常時使用する労働者に対し、1年内に1回、定期に健康診断を実施しなければなりません。
- ☞ 深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6か月以内に1回の健康診断を実施しなければなりません。

事後措置（健康診断後、使用者が実施）

- ☞ 健康診断で異常の所見があった者については、健康保持のために必要な措置についての医師の意見を聴き、必要な事後措置を講じなければなりません。

監督指導事例

事例3 (飲食店)

- 1 若者の「使い捨て」が疑われる中小企業の事業場に対し、立入調査を実施した。**
- 2 学生含むアルバイトについて、無効な36協定により法定時間外労働を行っていた。また時間外・休日労働時間が1か月45時間を超えていた。**
- 3 正社員について、出退勤簿への押印のみで労働時間を把握していなかった。**
- 4 一部の労働者について年次有給休暇管理簿が作成されていなかった。**

立入調査において把握した事実と労働基準監督署の対応

- 1 学生含むアルバイトについて、1か月45時間を超える時間外労働（最長：月51時間）を行わせていた。36協定は届け出られていたものの、36協定の過半数代表者の選出方法を「挙手による信任」としていたが、実際は使用者から指名された店長が過半数代表者となっており、投票、挙手等の民主的な手続により選出されていないため、36協定が無効なものであった。

労働基準監督署の対応

- ①無効な36協定により時間外労働を行わせていたことについて是正勧告（労働基準法第32条違反）
⇨参考資料1参照
- ②時間外・休日労働を月45時間以内とするための具体的方策を検討・実施するよう指導

- 2 アルバイトは勤怠管理システムで労働時間を把握していたが、正社員について、出退勤簿への押印のみで、労働時間を適正に把握しておらず、またタイムカードの記録等の客観的な方法により正社員の労働時間の状況を把握していなかった。

労働基準監督署の対応

- ①労働時間の状況を把握していなかったことについて是正勧告（労働安全衛生法第66条の3違反）⇨参考資料2参照
- ②「労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン」に基づき、改善に向けた方策を講ずるよう指導 ⇨参考資料3参照

- 3 一部の労働者について、年次有給休暇を与えたときに、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした年次有給休暇管理簿を作成していなかった。また、年次有給休暇の取得実績が低調だった。

労働基準監督署の対応

- ①労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成するよう是正勧告（労働基準法施行規則第24条の7）
- ②年次有給休暇を取得しやすい職場環境整備、取得率向上に向けた方策を講じるよう指導

36協定の締結当事者の要件



～過半数組合がなく、過半数代表者と協定する場合～

- ①**すべての労働者（パート、アルバイトを含む）**の過半数を代表していること
- ②すべての労働者が参加した**民主的な手続**により選出された労働者であること
 - ：投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議等
 - ✗：会社側の指名、親睦会の幹事などを自動的に選任等
- ③**管理監督者に該当しない**こと

④36協定の締結当事者の要件を満たさない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることはできません。

事業主・労働者の皆さんへ

サブロク

「36協定」を締結する際は、

労働者の過半数で組織する労働組合

その労働組合がない場合は

労働者の過半数を代表する者

との、書面による協定をしてください。

「時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）」締結の際は、その都度、当該事業場に①労働者の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合はその労働組合、②過半数組合がない場合は労働者の過半数を代表する者（過半数代表者）と、書面による協定をしなければなりません。

また、①の過半数組合の要件を満たさない場合、②の過半数代表者の選出が適正に行われていない場合には、36協定を締結し、労働基準監督署に届け出ても無効になり、労働者に法定外の時間外・休日労働を行わせることはできません。

本リーフレットを参考に適切に締結を行っていただくようお願いします。

※ 36協定の締結・届出に代えて、労使委員会（労働基準法第38条の4第1項に基づくもの。）又は労働時間等設定改善委員会の決議・届出により、時間外及び休日の労働を行うことができます。

1

過半数組合がある場合

過半数組合の要件

■ 事業場に使用されているすべての労働者の過半数で組織する組合であること

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトなどを含めた事業場のすべての労働者の過半数で組織する労働組合でなければなりません。

36協定の締結時に、あらためて、事業場の労働者数及び労働組合員数を確認し、過半数組合となっているかを必ずチェックしてください。

労働組合に確認しましょう!



**労働組合員数
すべての労働者
(パートなども含む) > 50%**

過半数代表者の要件と選出のための正しい手続

労働者の過半数を代表していること

- 正社員だけでなく、パートやアルバイトなど事業場のすべての労働者の過半数を代表している必要があります。

36協定を締結するための過半数代表者を選出することを明らかにしたうえで、投票、挙手などにより選出すること

- 選出に当たっては、正社員だけでなくパートやアルバイトなどを含めたすべての労働者が手続に参加できるようにする必要があります。
- 選出手続は、労働者の過半数がその人の選出を支持していることが明確になる民主的な手続(投票、挙手、労働者による話し合い、持ち回り決議)がとられている必要があります。
- 使用者が指名した場合や社員親睦会の幹事などを自動的に選任した場合には、その人は36協定を締結するために選出されたわけではありませんので、36協定は無効です。



労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと

- 管理監督者とは、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指します。

36協定締結にあたり、労働者側の当事者となる過半数代表者については、過半数代表者本人に聞くなどにより、次の3事項を必ず確認してください。



- ①労働者の過半数を代表していること
- ②その選出に当たっては、すべての労働者が参加した民主的な手續がとられていること
- ③管理監督者に該当しないこと

労働基準監督署に届け出た36協定は労働者に周知しなければなりません。

⇒周知しなかった場合、労働基準法第106条違反です（30万円以下の罰金）

- 〈周知の具体例〉
- ・常時各作業場の見やすい場所に掲示・備え付ける
 - ・書面を労働者に交付する
 - ・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置する



長時間労働者に対する面接指導等の流れについて

参考資料2

拡充

事業者が全ての労働者（管理監督者やみなし労働時間制の対象労働者も含む。ただし、高度プロフェッショナル制度適用労働者は除く。）の労働時間の状況を把握 «ガイドライン→法律»

拡充

事業者が産業医に時間外・休日労働時間80h/月超の労働者の情報を提供 «省令→法律»

新規

事業者は時間外・休日労働時間80h/月超の労働者本人へ通知 «省令»

※面接指導の対象となる残業時間の基準を100h/月超から80h/月超に強化

拡充

産業医が情報を元に労働者に面接指導の申出を勧奨することができる

«省令»

残業時間80h/月超の労働者が事業者に面接指導の申出

«省令»

※面接指導の対象となる時間外・休日労働時間の基準を100h/月超から80h/月超に強化

事業者が産業医等による面接指導を実施

«法律»

事業者が産業医等から労働者の措置等に関する意見を聞く

«法律»

事業者が産業医等の意見を踏まえて必要な措置を講じる

«法律»

新規

事業者が産業医に措置内容を情報提供

«法律»

新規

産業医が勧告を行う場合は事業者から意見を求める

«省令»

産業医が労働者の健康を確保するために必要があると認める場合は事業者に勧告

«法律»

新規

事業者が産業医の勧告内容を衛生委員会に報告

«法律»

労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置に関するガイドライン

(平成29年1月20日策定)

1 趣旨

労働基準法においては、労働時間、休日、深夜業等について規定を設けていることから、使用者は、労働時間を適正に把握するなど労働時間を適切に管理する責務を有している。

しかしながら、現状をみると、労働時間の把握に係る自己申告制（労働者が自己の労働時間を自主的に申告することにより労働時間を把握するもの。以下同じ。）の不適正な運用等に伴い、同法に違反する過重な長時間労働や割増賃金の未払いといった問題が生じているなど、使用者が労働時間を適切に管理していない状況もみられるところである。

このため、本ガイドラインでは、労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置を具体的に明らかにする。

2 適用の範囲

本ガイドラインの対象事業場は、労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場であること。

また、本ガイドラインに基づき使用者（使用者から労働時間を管理する権限の委譲を受けた者を含む。以下同じ。）が労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、労働基準法第41条に定める者及びみなし労働時間制が適用される労働者（事業場外労働を行う者にあっては、みなし労働時間制が適用される時間に限る。）を除く全ての者であること。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があ

ることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があること。

3 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は默示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。

ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのいかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されることであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行った時間

イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手持時間」）

ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

4 労働時間の適正な把握のために使用者が講すべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ＩＣカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

(3) 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

上記(2)の方法によることなく、自己申告制によりこれを行わざるを得ない場合、使用者は次の措置を講ずること。

ア 自己申告制の対象となる労働者に対して、本ガイドラインを踏まえ、労働時間の実態を正しく記録し、適正に自己申告を行うことなどについて十分な説明を行うこと。

イ 実際に労働時間を管理する者に対して、自己申告制の適正な運用を含め、本ガイドラインに従い講すべき措置について十分な説明を行うこと。

ウ 自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かについて、必要に応じて実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

特に、入退場記録やパソコンの使用時間の記録など、事業場内にいた時間

の分かるデータを有している場合に、労働者からの自己申告により把握した労働時間と当該データで分かった事業場内にいた時間との間に著しい乖離が生じているときには、実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること。

エ 自己申告した労働時間を超えて事業場内にいる時間について、その理由等を労働者に報告させる場合には、当該報告が適正に行われているかについて確認すること。

その際、休憩や自主的な研修、教育訓練、学習等であるため労働時間ではないと報告されても、実際には、使用者の指示により業務に従事しているなど使用者の指揮命令下に置かれていたと認められる時間については、労働時間として扱わなければならないこと。

オ 自己申告制は、労働者による適正な申告を前提として成り立つものである。このため、使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働の時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による労働時間の適正な申告を阻害する措置を講じてはならないこと。

また、時間外労働時間の削減のための社内通達や時間外労働手当の定額払等労働時間に係る事業場の措置が、労働者の労働時間の適正な申告を阻害する要因となっていないかについて確認するとともに、当該要因となっている場合においては、改善のための措置を講ずること。

さらに、労働基準法の定める法定労働時間や時間外労働に関する労使協定（いわゆる36協定）により延長することができる時間数を遵守することは当

然であるが、実際には延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、実際に労働時間を管理する者や労働者等において、慣習的に行われていないかについても確認すること。

(4) 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働基準法第108条及び同法施行規則第54条により、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと。

また、賃金台帳にこれらの事項を記入していない場合や、故意に賃金台帳に虚偽の労働時間数を記入した場合は、同法第120条に基づき、30万円以下の罰金に処されること。

(5) 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、労働者名簿、賃金台帳のみならず、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、労働基準法第109条に基づき、3年間保存しなければならないこと。

(6) 労働時間を管理する者の職務

事業場において労務管理を行う部署の責任者は、当該事業場内における労働時間の適正な把握等労働時間管理の適正化に関する事項を管理し、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ること。

(7) 労働時間等設定改善委員会等の活用

使用者は、事業場の労働時間管理の状況を踏まえ、必要に応じ労働時間等設定改善委員会等の労使協議組織を活用し、労働時間管理の現状を把握の上、労働時間管理上の問題点及びその解消策等の検討を行うこと。